

由良町子ども読書活動推進計画



令和5年4月

由良町教育委員会

【目 次】

1. はじめに…………… 1
2. 計画の基本的な考え方……………1
 - (1) 計画の経緯及び目的
 - (2) 計画の期間
3. 基本方針…………… 2
 - (1) 機会の提供
 - (2) 環境づくり
 - (3) 理解促進
4. 子どもの読書活動の取組及び目標……………2
 - (1) 家庭……………2
 - (2) 地域（公民館）…………… 3
 - (3) 就学前（こども園）…………… 5
 - (4) 小学校・中学校…………… 6
 - (5) 学校司書…………… 7
5. おわりに…………… 9
6. 資料（子どもの読書活動の推進に関する法律）…………… 9

1. はじめに

近年、情報化社会が急速に発展し、パソコンやスマートフォン、テレビゲームなどの情報メディアの普及や、学校現場でもICT環境が整備されるなど、子どもを取り巻くメディア環境は大きく変化しています。

その中で、子どもの「読書離れ」や「活字離れ」が進み、理解力や想像力の低下が問題視されています。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第二条には、「子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることをかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」とあり、由良町においても、家庭、地域、学校、こども園、公民館が連携し、子どもの読書活動の支援ができるよう努めてまいります。

2 計画の基本的な考え方

(1) 計画の経緯及び目的

国の動向として、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立しました。子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、平成14年8月、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成20年3月に第二次計画、平成25年5月に第三次計画、平成30年4月に第四次計画が策定されています。

県の動向として、平成16年3月に「和歌山県子ども読書活動推進計画」が策定し、子どもが自主的に読書活動を行い、生涯にわたって読書を楽しむ習慣を身に付けることができるように推進してきました。この第一次計画期間における成果と課題を踏まえ、さらなる読書推進をめざし平成21年3月第二次基本計画が策定され、平成26年3月に第三次、平成30年4月に第四次基本計画が策定されています。

このたび、由良町においても、関連するこれらの計画等を踏まえながら、子どもの読書の習慣化及び読書活動の一層の推進を図ることを目的に「由良町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

(2) 計画の期間

計画期間は令和5年4月から令和10年3月までの5年間とします。

3 基本方針

本計画は子ども読書活動の推進に関する法律第9条2項の規定に基づき、国・県の方針を受け、子どもの取り巻く諸情勢を踏まえつつ、子ども読書活動推進を目指し、次の3点を基本方針として位置付けます。

(1) 機会の提供

子どもが自主的に読書活動を行えるよう、家庭、学校図書館、地域、関係機関が連携・協力し、子どもの発達段階に応じて、読書の楽しさを知るきっかけを提供する。

(2) 環境づくり

学校及び公民館の図書室の施設の整備と、人的環境整備を図り、子どもが快適に読書に親しむことができるように努める。

(3) 理解促進

読書は人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、その意義を広く紹介し、子どもの自主的な読書活動や家庭での読み聞かせの促進を行う。

4 子どもの読書活動の取組及び目標

(1) 家庭

【役割】

家庭における読み聞かせなどの読書活動は、家族の触れ合いや親子のコミュニケーションを深めることにもつながります。保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。

【現状の取組】

- ◎幼児期から読書への興味関心を持ってもらうことを目的に由良町の観光PRキャラクターである「ゆらの助」を主人公にしたオリジナル絵本を制作しました。原案については町内在住者対象に公募を行い、20作品の中から選定したストーリーを採用しています。
- ◎入園前の乳児を対象に学校司書による読み聞かせを行っており、親子で読書に触れ合う機会を提供しています。

◎令和4年度より家庭教育支援チーム「ゆらっこハート」を立ち上げ、乳幼児健診に参加し、年齢に沿った絵本を選び、読み聞かせや保護者の相談対応を行っております。



オリジナル絵本



乳幼児健診参加の様子

【取組目標】

- ◎訪問支援員が小学1年生の世帯に訪問し、子育てに関する相談対応や情報提供を行う中で、読書活動の推進を行います。
- ◎オリジナル絵本の活用として、子どもたちが由良町の郷土や自然を学ぶとともに読書活動のきっかけとなるよう、小中学校や公民館に配架し、読み聞かせや、ブックトークなどに活用していきます。
- ◎「ブックスタート事業」として、家庭教育支援チームや学校司書、保健師が連携し、乳児健診等で絵本をプレゼントし、読み聞かせを体験してもらい、乳児と絵本の最初の出会いや子どもが本に親しむきっかけ作りを提供します。

(2) 地域（公民館）

【役割】

公民館の図書室は子供にとって、多くの本の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知るとともに、調べ学習などの課題解決ができる場です。公民館は地域における読書活動の中核施設として、子供の読書活動に関する情報を発信していくことや、快適に読書できるように環境を整備することが求められます。

【現状の取組】

- ◎読書環境の整備として、中央公民館では平成29年度に図書スペースを新たに設置しました。床一面に紀州材を使用し、照明にはLEDを使用するなど、より良い環境で読書ができるように工夫しています。
- ◎令和4年度には町民の方からご意見箱を通じて要望のあったブックポストを設置し、休館日や開館時間外にも図書返却ができるようになりました。また、図書購入についてリクエストBOXを設置するなど、子ども達の声を大切にしながら公民館のサービスの充実を進めています。

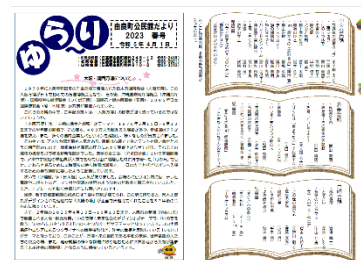
- ◎和歌山県出身の作家コーナーを設けたり、和歌山県や由良町の歴史資料を充実させるなど、子ども達が自分のふるさとに興味関心を持てるような工夫をしています。
- ◎年間4回、全戸配布及びホームページにて発行する「公民館だより」では新刊図書のご案内や文芸作品の掲載、公民館行事のご案内などの情報発信を行っており、多くの人に公民館に足を運んでもらえるように工夫しています。
- ◎毎週土曜日には「子ども未来塾」を開催し、指導員が小学生の学習支援や体験学習を行っています。また、夏休みには「夏休み子ども講座」として、絵画や、工作、書道などの教室を開催するなど、子ども達が公民館に来るきっかけ作りを行っています。



図書スペース



子ども未来塾（梅シロップ作り）



公民館だより

【取組目標】

- ◎地域との連携として、公民館等施設において、家庭教育支援チームによる「よみかかせの会」を定期的で開催します。保護者に対しては子育て相談対応を行い、子どもには絵本の読み聞かせを行うことで、子育て支援と併せて親子で読書への興味関心を持ってもらうことができると考えます。
- ◎障害を持つ子どもに対するサービスとして、点字資料や、手話や字幕入りの映像資料の充実など多様な子どもたちの読書機会の確保を行っています。
- ◎町の主催行事として、大人を対象にした「POPコンクール」や「ビブリオバトル」を開催し、地域の大人と子供の交流のきっかけ作りを行っています。
- ◎課題として、町内3公民館の蔵書情報の共有ができていないため、図書検索システムのない地区館の蔵書のリスト化を図るなど、子供達がより主体的に読書ができるよう、環境の改善に努めていきます。

(3) 就学前（こども園）

【役割】

幼児期に絵本や物語の楽しみを十分に味わうことは、その後の読書習慣を形成する上で大変重要となります。こども園では、園児の保護者に対する読み聞かせ等の大切さを啓発するとともに、異年齢交流における読み聞かせ等、子供が絵本に触れる多様な機会を提供する役割が期待されています。

【現状の取組】

- ◎幼児クラス（3～5歳児）では毎朝、毎月購入する月間絵本の読み聞かせを実施しています。毎日同じ絵本の読み聞かせを行うことにより、内容に興味を持ったり、深く理解したり、語彙の発達、表現力が身につくと同時に、自身の感じていることや思っていることを表現豊かに伝えることができるようになります。また、乳児クラス（0～2歳児）では時間や頻度を決めず、1対1や小人数にて読み聞かせを実施しています。
- ◎毎週1回、絵本の貸出を行っており、各家庭での読み聞かせをお願いしています。園の中だけでなく、家庭でも読み聞かせを行うことで、継続的に読書にふれあう機会の提供を行っています。また、貸出する絵本の選定についても子ども達が興味関心を持ちやすい事柄の絵本や、年齢や発達に応じた絵本、図鑑、美術的な絵本等も選定基準としています。



読み聞かせの様子

【取組目標】

- ◎現状、コロナウイルス感染拡大防止のため、園の送迎時間は短い時間で行っていますが、今後は送迎の際、絵本コーナー横のソファや乳児用のマットを活用してもらい、親子で一緒に絵本のページをめくりながら共感したり、楽しんでもらう時間を作るなど、読書活動推進の理解促進に努めていきます。
- ◎小学校や中学校の図書活動として、幼児に読み聞かせを行います。小学生や中学生が幼児と読み聞かせを通じて関わることで、異年齢交流の機会となり、双方が読書との関わりを深めることができます。

(4) 小学校・中学校

【役割】

児童生徒が、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、児童生徒が自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められます。

由良町では令和5年度4月より、3小学校が統合し、町内1小・中学校による義務教育9年間の連続性を高めた教育を推進していく中で、小中学校が連携した読書推進活動を行っています。

【現状の取組】

- ◎読書習慣の形成の促進として、朝の読書タイムや隙間読書にて本に触れあう時間を増やすよう努めています。また、全国中高生ビブリオバトル大会予選への参加やPOPコンクール、読書感想画コンクールへの応募により、児童生徒による相互間の交流を促進するとともに、読書に興味関心を持つきっかけとなるよう、積極的な参加のサポートを行っています。
- ◎図書委員の活動として、小学校では読書パズルや読み聞かせ、読書ビンゴ、読書福袋、ビブリオバトルの運営等を行っています。中学校では、おすすめの本を紹介する「ビブリオライフ」の発行や、図書委員が巡回図書にて選書を行い、POPを作成し、生徒に紹介するという活動もを行っています。



全校集会での紹介



読み聞かせの様子

【取組目標】

- ◎小学校の課題について、学校図書の冊数としては各団体からの寄贈もあり、学校図書館標準を満たしているものの、情報の古いものや劣化が進んでいるもの、分類によって偏りがあるもの等が多数あり、調べ学習や一人一人のニーズに合わせた蔵書数に関しては不足している状況です。そのため、公民館と連携しブックリサイクルを行うとともに、児童のニーズに合わせて、各教科に精通した蔵書の充実に努めていきます。

- ◎中学校の課題について、中学生になると学校にある図書ではなく、ネットなどで紹介されている図書に興味を持ち、個人で購入している傾向があります。そのため、図書コーナーの充実やブックリストの作成を行い、自分が読みたいと思える本と出会えるように情報提供をしていきます。
- ◎町のボランティア団体であるジュニアリーダークラブの活動として、農業体験やふるさと学習などを引き続き行っていきます。児童生徒が体験活動をする中で、関連した図書を読んだり、調べ学習をする動機が生まれ、読書推進につながります。
- ◎「きいちゃんの読書手帳」を活用し、読んだ本を記録したり、タブレットを使ってデータ入力できるように指導を行い、児童生徒の読書意欲を高めるよう努めます。

(5) 学校司書

【役割】

児童生徒の読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさ、本のすばらしさを伝えたり、本を使った学習方法を教える大人の存在が重要です。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館はより一層その機能を発揮することが可能になります。

由良町では、小中学校をまとめる学校司書を1名配置し、学校と連携しながら、学校図書館サービスの改善、充実に努めています。

【現状の取組】

学校司書の現状の取り組みとして以下の読書活動を行っています。

- ・おすすめの本をカードに記入し、掲示する「みかんの木」(小学生)
- ・課題図書についてのブックトーク
- ・図書の整理、修理、廃棄作業
- ・短時間で様々な本に目を通してもらう「おあじみ読書」(小学生)
- ・深く読む習慣、読解力を養う方法である「アニメーション」
- ・卒業生に初めて借りた本を届ける「あなた干(ゆうびん)」(小学生)
- ・作者やテーマを決めてブックトークする読書会「この指と〜まれ」(中学生)
- ・町内子ども会にて読み聞かせや読書会などを行う「どくしょへのトビラ」

【取組目標】

- ◎学校図書館では「主体的・対話的で深い学び」を効果的に進める基盤としての役割も重要です。児童生徒が必要な資料を主体的に選択・収集・活用する学習活動が行えるよう、日本十進分類法（NDC）に基づいた蔵書配置に転換していきます。
- ◎図書室の環境整備について、季節に応じた装飾や成果物の掲示などを行い、図書室に行きたいと思えるような環境づくりに努めていきます。
- ◎読書週間において、イベント等を実施し、児童生徒の読書への関心を深めていきます。
- ◎各学年ごとにブックリストを作成し、生徒児童が読書に対して興味関心を持つよう工夫していきます。



みかんの木



読書パズル



新刊ポップ



「この指と〜まれ」の様子



アニメーションの様子（ぐりとぐら）

5 おわりに

子供の読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校等が中心となり、社会全体で取り組んでいく必要があります。また、大人が子供のためにやりたい、効果があると思うことを子供に押し付けるのではなく、子供の声に耳を傾け、気持ちに寄り添うことも大切です。社会全体が連携しながら、本計画に取り組むことにより、子供が主体的に読書を楽しみ、心豊かに成長していくことを願っています。

6 資料 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。(保護者の役割) 第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

由良町子ども読書活動推進計画

令和5年4月

発行 : 由良町教育委員会 教育課

〒649-1111 和歌山県日高郡由良町里1220-1

TEL 0738-65-1800 FAX 0738-65-3290